

小笠原諸島返還 40 周年シンボルマーク等の使用に関する要綱

平成 19 年 10 月 19 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、小笠原諸島返還 40 周年実行委員会（以下「実行委員会」という）が、小笠原諸島返還 40 周年記念事業の P R および事業実施等の際にシンボルマーク、ロゴ、（以下「シンボルマーク等」という）を使用する場合に必要な事項を定め、本事業の推進を図ることを目的とする。

(要件)

第 2 条 シンボルマーク等は、小笠原諸島返還 40 周年の P R および事業実施に寄与し、小笠原諸島返還 40 周年への気運を高めると認められるものに限り使用できるものとする。

2 シンボルマーク等の使用に当たっては、使用状況の把握に必要な条件を付するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマーク等を使用することができない。

(1) 公序良俗に反するおそれのある場合、その他社会的な非難を受けるおそれのある場合

(2) 宗教的行事または政治的色彩を有している場合

(3) 小笠原諸島返還 40 周年記念事業および実行委員会の信用または品位を害するおそれのある場合

(申請)

第 3 条 シンボルマーク等の使用を申請しようとする者は、使用開始予定日の 20 日前までに、小笠原諸島返還 40 周年シンボルマーク等使用申請書（別紙様式第 1 号）を実行委員会委員長に提出しなければならない。

(決定)

第 4 条 シンボルマーク等の使用の承認は、実行委員会委員長が決定する。

2 シンボルマーク等の使用に際して、必要な条件を付することができる。

3 実行委員会委員長は、前項に定める決定を行った場合は、申請者に承認書（別紙様式第 2 号）を交付するものとする。

(結果の報告)

第 5 条 実行委員会委員長は、シンボルマーク等の使用の承認を受けた者に対して、当該申請の実施結果（別記様式第 3 号）について、報告を求めるものとする。

(その他)

第 6 条 実行委員会委員長は、シンボルマーク等の承認を受けた者が次の各号に該当すると認めるときは、直ちにその是正を命じ、または当該承認を取消すものとする。

(1) 虚偽の申請を行ったとき。

(2) 承認の条件に違反したとき。

(3) 第 2 条第 3 項に該当したとき。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 19 日から施行する。

様式第 1 号

平成 年 月 日

小笠原諸島返還 40 周年実行委員会委員長 殿

申請者 住所
氏名 印

小笠原諸島返還 40 周年シンボルマーク等使用申請書

小笠原諸島返還 40 周年シンボルマーク等の使用を承認されるよう、お願いいたします。

記

1 使用目的

2 使用時期

3 使用の形態

4 使用を希望する図案 1 . シンボルマーク 2 . ロゴ

5 その他

様式第2号

平成 年 月 日

申請者

様

小笠原諸島返還40周年実行委員会委員長

小笠原諸島返還40周年シンボルマーク等使用承認書

平成 年 月 日付けで申請のありました、小笠原諸島返還40周年シンボルマーク等の使用許可内容について下記の条件を付して承認いたします。

記

1. 使用に際しては、小笠原諸島返還40周年シンボルマーク等の使用に関する要綱を遵守すること。
2. 使用期限は、平成 年 月 日までとする。
3. 商標登録等は一切認めない。
4. シンボルマーク等の使用を完了したときは、速やかに使用報告書を実行委員会に提出するものとする。

様式第3号

平成 年 月 日

小笠原諸島返還40周年実行委員会委員長 殿

申請者 住所
氏名

小笠原諸島返還40周年シンボルマーク等使用報告書

平成 年 月 日付けで許可を受けました、小笠原諸島返還40周年シンボルマーク等を使用したのので、下記のとおり報告します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用時期
- 3 使用の形態
- 4 使用した図案 1.シンボルマーク 2.ロゴ
- 5 その他参考となる資料